

第五十八号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1中「千八百五十円」を「千六百元」に、「二千元」を「千九百元」に、「四千九百五十円」を「四千六百元」に、「八千六百五十円」を「七千七百元」に改め、同項の2中「二千百元」を「千八百円」に、「二千五十円」を「千九百元」に、「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五十円」に改め、同項の3を次のように改める。

3 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引^{けん}第二種免許に係る試験

（一） 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

（二） 道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円

（三） 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 三千五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百元）

別表第一の五十五の項の4中「二千五十円」を「千九百元」に、「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同項の5を次のように改める。

5 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験

（一） 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

（二） 道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円

(三) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 四千六百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円）

別表第一の五十五の項の6中「二千円」を「千七百円」に、「千六百五十円」を「千五百五十円」に、「三千円」を「三千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に改め、同項の2中「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同表の五十六の項の1中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五百円」を「二千八百円」に改め、同項の2中「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に改め、同項の3中「千五百五十円」を「千円」に改め、同表の五十七の項の1中「二千円」を「二千五十円」に改め、同項の2中「千二百円」を「千円」に改め、同表の五十八の項の1中「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同項の2中「千二百円」を「千円」に改め、同表の五十九の項中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表の五十九の二の項中「六百円」を「五百五十円」に改め、同表の五十九の三の項中「交付」の下に「又は再交付」を加え、同表の六十の項中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同表の六十二の項の1中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同項の2中「二万五百円」を「二万九千六百五十円」に改め、同項の3中「一万四千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同項の4中「二万二千四百五十円」を「二万二千四百五十円」に改め、同項の5の(一)中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同項の5の(二)中「七千五十円」を「七千円」に、「六千七百五十円」を「六千四百円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同項の5の(三)及び(四)中「二千五百五十円」を「二千五百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同項の5の(五)及び(六)を次のように改める。

(五) 技能検定の実施に関する知識

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千二百五十円
- (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二千円

(六) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 千八百五十円
- (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円
- (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千四百五十円
- (4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 三千五百五十円

別表第一の六十二の項の5の(七)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の六十四の項の1中「二万五千六百五十円」を「二万五千円」に改め、

同項の2中「一万二千五百円」を「一万千八百円」に改め、同項の3中「九千五百円」を「九千四百五十円」に改め、同項の4中「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項の5の(一)中「及び」を「又は」に、「四千四百五十円」を「四千五百五十円」に、「四千円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同項の5の(二)から(六)までを次のように改める。

- (二) 技能教習に必要な教習の技能
- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百五十円
 - (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千四百円
 - (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千五百円
 - (4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 千九百円
- (三) 学科教習に必要な教習の技能
- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千三百五十円
 - (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円
 - (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千五百五十円
- (四) 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識
- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百五十円
 - (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千二百円
 - (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百五十円
- (五) 自動車教習所に関する法令についての知識
- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百五十円
 - (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千二百円
 - (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百五十円
- (六) 教習指導員として必要な教育についての知識
- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千三百五十円
 - (2) 普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千五百五十円

別表第一の六十四の項の5の(七)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の六十五の項中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同表の六

十七の項中「二千六百元」を「二千四百五十円」に改め、同表の六十八の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表の七十の項の1中「四千二百円」を「四千五百円」に改め、同項の2中「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同表の七十一の項中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表の七十三の項中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の七十四の項中「七百五十円」を「六百五十円」に改め、同表の七十五の項の1中「二千五百五十円」を「二千円」に改め、同項の2中「二千八百円」を「二千七百五十円」に改め、同項の3中「二千七百円」を「二千六百円」に改め、同項の4中「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同表の七十六の項の1中「七百円」を「六百円」に改め、同項の2中「千五十円」を「九百五十円」に改め、同項の3中「千七百円」を「千五百円」に改め、「千五十円」を「九百五十円」に改め、同表の七十八の項中「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同表の八十の項中「千八百円」を「千五百円」に改め、同表の備考の七中「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同表の備考の八中「三百円」を「大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る審査については三百五十円を、普通自動車免許に係る審査については二百円」に改め、同表の備考の九中「三千四百五十円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千五十円」に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同表の備考の十中「又は中型自動車免許に係る審査については百五十円を、普通自動車免許」を「、中型自動車免許又は普通自動車免許」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額について所要の改正を行うとともに、道路交通法施行規則の一部が改正されたことに鑑み、運転経歴証明書の再交付に係る手数料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。